

川崎市社会福祉協議会高齢者ふれあい活動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が、高齢者に対し地域住民等が実施する食事の提供及び日常動作訓練等のボランティア活動（以下「高齢者ふれあい活動」という。）を支援することにより、高齢者の自立生活の支援、社会的孤立感の解消ならびに心身の機能低下の予防を図り、地域全体で高齢者の生活を支える仕組みを構築することを目的とする。

(活動費の補助)

第2条 市社協は、前条の目的を達成するため、第3条に規定する補助対象に、その活動にかかる経費の一部を補助するものとする。

(補助対象)

第3条 この補助の対象は、高齢者ふれあい活動を実施する団体（以下「実施団体」という。）で、地区社会福祉協議会、市民団体、ボランティア団体及び市社協会長が必要と認めた営利を目的としない団体とする。

(利用対象者)

第4条 利用対象者は、市内に居住し、第5条に規定する活動の提供による社会参加を必要とする概ね65歳以上の高齢者で次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 単身の方
- (2) 高齢者のみ世帯に属する方
- (3) 同居者が、日常、仕事等で外出することにより、日中一人の状況になる方

(補助対象活動)

第5条 実施団体は、次のいずれかの活動を継続的に実施するものとする。

- (1) 会食活動…在宅生活の高齢者に会食の場を設け、食事を通して見守ることにより、地域の中での孤立感の解消、外出機会の提供を図り、心身の機能低下を予防することを目的とした事業。
- (2) 配食活動…在宅生活の高齢者に対し、配食を通じて在宅生活を見守ることにより、地域の中での孤立感の解消、自立を促すための生活支援を図り、心身の機能低下を予防することを目的とした事業。
- (3) 小規模なデイサービス活動…在宅生活の高齢者が日常動作訓練等のサービス提供を受けることにより、地域の中での孤立感の解消、自立生活支援を図り、心身の機能低下を予防することを目的とした事業。

- 2 実施団体は、上記事業を通じて、高齢者と地域とのふれあいを高める活動を行うものとする。
- 3 実施団体は、別表1に規定する活動基準に基づき、年間にわたって活動を実施するものとする。
- 4 実施団体は、この事業を行うにあたり、民主的、自主的、計画的かつ継続的に活動しなければならない。

(補助対象経費)

第6条 市社協会長は、実施団体1団体につき、次の各号に掲げる経費の一部について、実施団体の当該年度の計画をもとに、別表2に規定する補助基準額に基づき、市社協の予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 活動諸経費 活動に要する経費全般（事務諸費・消耗品費・光熱水費・衛生費・実施団体関係

者の実費交通費等)

(2) 研修費・備品等経費

活動者の資質向上を図るための研修経費、活動に要する備品・調理器具・食器等に係る経費等。

(3) 会場費 会場使用料に係る経費。

2 原則として、利用者の食事における食材料費及び活動に参加するために必要となる実費については経費に含めない。ただし、活動全体に供する方が効率的とされるものについては、その一部を経費として計上することができる。

(交付の申請)

第7条 補助金を希望する実施団体は、高齢者ふれあい活動支援事業補助金交付申請書(第1号様式)、高齢者ふれあい活動実施計画書(第2号様式)及び高齢者ふれあい活動予算書(第3号様式)を主たる活動地域の区社会福祉協議会(以下「区社協」という。)に提出するものとする。

2 区社協は、実施団体からの申請及びその活動内容を確認し、これを受理するものとする。

(交付の決定)

第8条 市社協会長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し交付決定を行うものとする。

2 市社協会長は、川崎市からの補助金受領後、区社協を通じ、実施団体に補助金を交付する(以下「交付額」という。)ものとする。

(実績報告)

第9条 実施団体は、年度終了後、速やかに高齢者ふれあい活動実施報告書(第4号様式)及び高齢者ふれあい活動決算書(第5号様式)を区社協に提出し、区社協は報告の内容を確認し、これを受理するものとする。

2 市社協会長は、上記の報告の他に必要と認めるときは、実施団体に対し、当該活動に関する報告を求めることができる。

(精算)

第10条 実施団体は、以下において、別に定める計算式に基づき交付額との差額が生じた場合は市社協に返還するものとする。

(1) 活動諸経費

(2) 研修費・備品等経費

(3) 会場費

2 実施団体は、別表1に定める年間実施回数および年間利用者数に活動実績が満たなかった場合、別に定める計算式に基づき、交付額との差額を市社協に返還するものとする。

(返還等)

第11条 市社協会長は、実施団体が次の各号のいずれかに該当するとき、交付の決定の全部もしくは一部を取消し、又は補助金の全部もしくは一部を返還させることができる。

(1) 要綱の定めるところに違反したとき

(2) 要綱に基づく書類の記載事項に虚偽があったとき

(3) その他不正行為があると認められたとき

(4) 諸事情により活動を継続できないとき

(書類の整備等)

第12条 実施団体は、高齢者ふれあい活動に係る収入及び支出を明らかにし、かつ当該収入及び支出について証拠書類を整備しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該年度事業の完了の日の属する年の会計年度の翌年から5年間保存しなければならない。

(衛生管理等)

第13条 実施団体は、食品衛生規範を遵守し、保健所等の関係機関との連携を図り食中毒の予防に努めるものとする。

2 提供する食事については、栄養士等の専門家の助言・指導を受け、高齢者の嗜好に添い栄養について充分考慮したものとする。

(関係機関との連携)

第14条 実施団体は、利用者の利用状況の把握を行うとともに、福祉事務所・保健所・民生委員児童委員協議会・地域包括支援センター等の関係機関と十分連携を保ち、円滑に事業が実施されるよう努めるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項については、別途、川崎市と協議の上、市社協会長が定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

2 「川崎市社会福祉協議会高齢者ふれあい活動補助要綱」は廃止する。

附 則

この改正要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成25年10月1日から施行する。

この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この改正要綱は、令和5年1月1日から施行する。ただし第7条、第8条については令和4年4月1日から施行する。

この改正要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この改正要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 活動基準

活動	利用者数	実施回数	備考
会食活動	1回あたり概ね10人以上	年6回以上	年間 60人以上
配食活動	1回あたり概ね10人以上	年 20回以上 年24回以上	原則として月2回以上の実施、年間240人以上 年間200人以上
小規模なデイサービス活動	1回あたり概ね10人以上	年 20回以上 年24回以上	原則として月2回以上の実施、年間240人以上 年間200人以上

別表2 補助基準

区分		補助基準額(1団体あたり)						
			6回～12回	13回～24回	25回～36回	37回～50回	51回以上	
活動諸経費	年間利用者数	60人～200人	80,000	100,000	110,000	120,000	130,000	
		201人～400人	100,000	120,000	120,000	130,000	140,000	
		401人～600人	120,000	140,000	140,000	150,000	160,000	
		601人～800人	140,000	160,000	160,000	160,000	170,000	
		801人以上	160,000			180,000		
研修費・備品等経費		年額 35,000円(上限)						
会場費		年額 会食 30,000円(上限)						
		年額 配食・ミニデイ 60,000円(上限)						